

## 17. しもやけ・あかぎれ用薬（軟膏剤、硬膏剤）

### 【添付文書等に記載すべき事項】

#### 【してはいけないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

##### 1. 次の部位には使用しないこと

水痘（水ぼうそう）、みずむし・たむし等又は化膿している患部。

〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕

##### 2. 長期連用しないこと

〔副腎皮質ホルモンをコルチゾンに換算して、1 g 又は 1 mL 中 0.025 mg を超えて含有する製剤に記載すること。〕

#### 【相談すること】

##### 1. 次の人は使用前に医師又は薬剤師に相談すること

- (1) 本人又は家族がアレルギー体質の人。
- (2) 薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (3) 濡潤やただれのひどい人。

##### 2. 次の場合は、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること 使用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
皮 ふ	発疹・発赤、かゆみ、はれ <sup>1)</sup>
皮ふ（患部）	みずむし・たむし等の白癬症 <sup>2)</sup> 、にきび <sup>2)</sup> 、化膿症状 <sup>2)</sup> 、持続的な刺激感 <sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に、

<sup>2)</sup> は、副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕

#### 〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗うこと。  
なお、症状が重い場合には、眼科医の診療を受けること。  
〔軟膏剤の場合に記載すること。〕
- (3) 外用にのみ使用すること。  
〔軟膏剤の場合に記載すること。〕

### 保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
(( )内は必要とする場合に記載すること。)
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと。(誤用の原因になったり品質が変わる。)  
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。  
また、軟膏剤の場合に記載すること。〕

### 【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

#### 注意

1. 次の部位には使用しないこと。  
水痘(水ぼうそう)、みずむし・たむし等又は化膿している患部。  
〔副腎皮質ホルモンを含有する製剤に記載すること。〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと。
3. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
(( )内は必要とする場合に記載すること。)

## 18. うおのめ・いぼ・たこ用薬（液剤、軟膏剤、硬膏剤）

### 【添付文書等に記載すべき事項】

#### 【してはいけないこと】

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の部位には使用しないこと

- (1) 目の周囲、粘膜、やわらかい皮膚面（首の回り等）、顔面等。
- (2) 炎症又は傷のある患部。

#### 【相談すること】

1. 次の人は使用前に医師又は薬剤師に相談すること

- (1) 乳幼児。
- (2) 本人又は家族がアレルギー体質の人。
- (3) 薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 次の場合は、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること

- (1) 使用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
皮ふ	発疹・発赤、かゆみ、はれ <sup>1)</sup>

[<sup>1)</sup> は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 目に入らないように注意すること。万一、目に入った場合には、すぐに水又はぬるま湯で洗い、直ちに眼科医の診療を受けること。  
〔液剤又は軟膏剤の場合に記載すること。〕
- (2) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (3) 外用にのみ使用すること。  
〔液剤又は軟膏剤の場合に記載すること。〕
- (4) 患部の周りの皮膚につかないよう、よく注意して使用すること。

#### 保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。  
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと。（誤用の原因になったり品質が変わる。）  
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の部位には使用しないこと。
  - (1) 目の周囲、粘膜、やわらかい皮膚面(首の回り等)、顔面等。
  - (2) 炎症又は傷のある患部。
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと。
3. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
〔( )内は必要とする場合に記載すること。〕
4. 火気に近づけないこと。  
〔引火性液剤の場合に記載すること。〕

## 19. 婦人薬

**【添付文書等に記載すべき事項】**

**してはいけないこと**

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること  
〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

**2. 長期連用しないこと**

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、漢方生薬製剤以外の製剤に記載すること。〕

**2'. 短期間の服用にとどめ、連用しないこと**

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で、短期服用に限られる漢方生薬製剤に記載すること。〕

**相談すること**

1. 次の人は服用前に医師又は薬剤師に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。  
〔ダイオウを含有する製剤に記載すること。〕
- (3) 高齢者。

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

- (4) 本人又は家族がアレルギー体質の人。
- (5) 薬によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (6) 次の症状のある人。

**むくみ**

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

- (7) 次の診断を受けた人。

心臓病、高血圧、腎臓病

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の場合は、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること

(1) 服用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
皮 ふ	発疹・発赤、かゆみ
消化器	悪心、食欲不振

まれに下記の重篤な症状が起こることがあります。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
偽アルドステロン症 <sup>1)</sup>	尿量が減少する、顔や手足がむくむ、まぶたが重くなる、手がこわばる、血圧が高くなる、頭痛等があらわれる。

〔<sup>1)</sup>は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤に記載すること。〕

(2) しばらく服用しても症状がよくならない場合

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する漢方生薬製剤以外の製剤の場合は、「しばらく」を「5~6日間」と記載すること。〕

3. 長期連用する場合には、医師又は薬剤師に相談すること

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上(エキス剤については原生薬に換算して1g以上)含有する製剤で、短期服用に限られる漢方生薬製剤以外の漢方生薬製剤に記載すること。〕

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
〔( )内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと。(誤用の原因になったり品質が変わる。)  
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと。
2. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
〔( )内は必要とする場合に記載すること。〕

## 20. ビタミン含有保健薬（A・D 含有製剤を除く）

### 【添付文書等に記載すべき事項】

#### 相談すること

1. 次の人は服用前に医師又は薬剤師に相談すること

1歳未満の乳児。

〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕

2. 次の場合は、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること

(1) 服用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
○○	○○○
○○○	○○

〔○は各製剤により報告されている副作用を記載すること。〕

(2) しばらく服用しても症状がよくならない場合

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

(3) 内服のみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

#### 保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと。（誤用の原因になったり品質が変わる。）

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

### 【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

#### 注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと。

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

## 21. カルシウム主薬製剤

### 【添付文書等に記載すべき事項】

#### 相談すること

1. 次の人は服用前に医師又は薬剤師に相談すること  
医師の治療を受けている人。
2. 次の場合は、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること  
服用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
○○	○○○
○○○	○○

(○は各製剤により報告されている副作用を記載すること。)

3. 次の症状があらわれることがあるので、このような症状の継続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師又は薬剤師に相談すること  
便秘
4. 長期連用する場合には、医師又は薬剤師に相談すること

(用法及び用量に関する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。)

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。  
(小児の用法及び用量がある場合に記載すること。)
- (2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。]
  - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。  
(5歳未満の幼児の用法がある錠剤(発泡錠を除く)・丸剤の場合に記載すること。)
  - 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。  
(3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠の場合に記載すること。)

#### 保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
( ( ) 内は必要とする場合に記載すること。)
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと。(誤用の原因になったり品質が変わる。)  
(容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。)

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと。
2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。  
(( )) 内は必要とする場合に記載すること。)

## 22. 生薬主薬保健薬(ニンジン主薬製剤)

### 【添付文書等に記載すべき事項】

#### 相談すること

1. 次の場合は、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師又は薬剤師に相談すること  
服用後、次の症状があらわれた場合

関係部位	症 状
○○	○○○
○○○	○○

(○は各製剤により報告されている副作用を記載すること。)

2. 長期連用する場合には、医師又は薬剤師に相談すること

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。  
(小児の用法及び用量がある場合に記載すること。)
- (2) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。  
(5歳未満の幼児の用法がある錠剤(発泡錠を除く)・丸剤の場合に記載すること。)
- (3) 内服にのみ使用すること。  
(アンプル剤の場合に記載すること。)

#### 保管及び取扱い上の注意

1. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
( ( ) 内は必要とする場合に記載すること。)
2. 小児の手の届かない所に保管すること。
3. 他の容器に入れ替えないこと。(誤用の原因になったり品質が変わる。)  
(容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。)

### 【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

#### 注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと。
2. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。  
( ( ) 内は必要とする場合に記載すること。)